



平成 30 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社丸千代山岡家  
代 表 者 名 代表取締役社長 山岡 正  
( J A S D A Q ・ コード 3 3 9 9 )  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 荒谷 健一  
T E L 029-896-5800

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 2 日開催の取締役会において、平成 30 年 4 月 26 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役である取締役が取締役会において議決権を行使することで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 30 年 4 月 26 日開催予定の当社第 25 回定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

- ① 監査等委員会設置会社に移行するため、移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 28 条第 2 項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

##### (2) 変更の日程

定時株主総会開催日 平成 30 年 4 月 26 日 (木)  
効力発生日 平成 30 年 4 月 26 日 (木)

(3) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
(議事録)	(議事録)
第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第17条 当社の取締役は、10名以内とする。	第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
(新 設)	② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。	第18条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第19条 取締役( <u>監査等委員であるものを除く。</u> )の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② <u>補欠または増員として選任された</u> 取締役の任期は、 <u>在任取締役の任期が満了する</u> 時までとする。	② <u>監査等委員である</u> 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の</u> 時までとする。
(新 設)	③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である</u>

<p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p><u>取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</u></p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第28条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p> <p>第30条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第29条 当社は、会社法第423条第1項に定める取締役(<u>取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
---	---

<p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第36条 当社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任軽減)</u></p>	
<p><u>第39条 当社は、会社法第423条第1項に定め</u></p>	(削 除)

<p><u>る監査役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p><u>第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもつ</u></p>

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>43</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>44</u>条～第<u>46</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社は、会社法第423条第1項に定める監査役であったものの損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>前条及び本条は、2028年4月末日をもって削除する。</u></p>
--	--

以 上